

医学科顕彰制度に関する取り扱い

(平成 19 年 12 月 12 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 22 年 4 月 14 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 25 年 7 月 10 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 26 年 8 月 27 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 27 年 5 月 27 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 27 年 12 月 24 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 28 年 2 月 10 日) 医学科会議承認
一部改正 (平成 28 年 12 月 14 日) 医学科会議承認
一部改正 (令和元年 6 月 26 日) 医学科会議承認
一部改正 (令和 4 年 2 月 22 日) 医学科会議承認

1. 学術賞(優れた論文の著者への顕彰及び社会から高い評価を受けた個人又は団体の代表への顕彰)

[応募要件]

次の①、②又は③を満たし、かつ、④を満たすこと。

①下記の(1)及び(2)の条件を満たす業績

(1)前年1月から12月までにインパクトファクター20以上の国際誌に掲載された論文
(2) Correspondence が、信州大学医学部医学科、信州大学大学院医学系研究科（医科学専攻）、信州大学大学院総合医理工学研究科（医学系専攻医学分野及び生命医工学専攻4年制コース）又はバイオメディカル研究所（医学系）にあること

②下記の(1)及び(2)の条件を満たす業績

(1)これまでに発表された論文で、5年間（期間の設定は任意）に英文誌（学会発表の抄録を除く。）に引用された件数が100件以上ある論文

(2) Correspondence が、信州大学医学部医学科、信州大学大学院医学系研究科（医科学専攻）、信州大学大学院総合医理工学研究科（医学系専攻医学分野及び生命医工学専攻4年制コース）又はバイオメディカル研究所（医学系）にあること

③前年1月から12月までに下記の(1)又は(2)の条件を満たす業績

(1)全国紙の新聞の全国版(2紙以上)に紹介された教育・研究・臨床活動

(2)権威ある学会賞・学術賞・国際賞の受賞

④教授以外の者

[表彰方法]

*賞状と記念メダルを贈呈する。

*受賞者に講演会を依頼する。

[応募方法]

*①又は②を満たす場合、筆頭著者(first author)及び責任著者(corresponding author)が、連名で資料を添えて申請

- *③を満たす場合、個人又は団体代表者が、資料を添えて申請
- *医学科顕彰制度委員会が選考を行う。

[その他]

- *同一業績での受賞は1回に限る。
- *同一年度内における同一申請者の受賞は1件に限る。

2. 研究奨励賞（前年度に博士（医学）の学位を取得した者のうち、大学院において特に優れた研究を行い、今後の活躍が期待される者に対する顕彰）

[応募要件]

顕彰の前年度中に学位審査に合格し、博士（医学）の学位を取得した者。なお、応募時点での信州大学在籍の有無は問わない。

[顕彰人数]

基礎系1名、臨床系1名。なお、基礎系、臨床系の区分は、学位論文の責任著者（corresponding author）が所属し、かつ申請者が実質的に研究を行った教室（研究室）により行うこととする。

[表彰方法]

賞状と記念メダルを贈呈し、受賞者が学位研究を行った教室（研究室）へ研究費5万円を配分する。

[応募・選考方法]

- *申請者が資料を添えて申請。
- *医学科顕彰制度委員会及び准講会から推薦された講師又は准教授（若干名）が選考を行う。
- *必要に応じて学位審査の審査員からコメントを求める。

[選考方針]

学位論文の掲載雑誌及びこれまでの研究活動全般（所属学会での受賞歴、学位論文以外のpublication等）を評価し、選考を行う。

3. 海外留学支援

[対象]

教授を除く信州大学医学部医学科又は信州大学大学院医学系研究科所属の教員（基礎系、臨床系を問わない。）

[内容]

海外留学旅費の補助

[補助の内訳]

I. 短期海外留学補助

期間：3ヶ月未満

金額：50万円/人 X 2名

II. 長期海外留学補助

期間：3ヶ月以上

金額：100万円/人 X 2名

[応募・選考方法]

- * 募集回数は年2回とし、時期は7月及び1月とする。
- * 1回の募集に係る選考人数は、短期海外留学補助及び長期海外留学補助それぞれ1名ずつとし、1回目で選考者がいない場合は2回目に繰り越す。
- * 希望者が、所属の主任教授と受け入れ先の責任者の承諾を得て、短期海外留学補助又は長期海外留学補助のいずれかに申請する。
- * 提出書類：主任教授の推薦書、受け入れ先の承諾書、履歴書、最近5年間の研究業績及び研修内容、日程計画表
- * 医学科顕彰制度委員会で選考する。

[その他]

- * 海外留学の渡航形態は休職又は出張とする。
- * 同一人物に対する補助は1回に限る。
- * 海外留学終了後、支援対象者に報告会、講演会等を依頼する。